

令和6年度健康メンタル出前講座実施要項

1 目的

所属所や教育関係の各種部会等が組合員の健康づくり等のために研修会等を開催する場合、公立学校共済組合愛媛支部が希望する講師を派遣して、組合員の健康づくり等を側面的に支援し、組合員の健康の維持・増進を図る。

2 主催

公立学校共済組合愛媛支部

3 内容

別添「健康メンタル出前講座一覧表」にある希望する講座の講師を指定された会場へ派遣して出前講座を実施する。

4 申請者・申請条件

申請者は所属所や教育関係の各種部会等の代表者とし、原則として、参加者は10名以上とする。(組合員以外であっても、学校で勤務している職員等の参加は認める。)

5 実施期間及び実施場所

令和6年7月1日～令和7年2月28日

申請者が指定する会場(愛媛県内に限る)

6 事業実施方法

- (1) 申請者は「健康メンタル出前講座利用申請書」(別紙様式1)を原則として、希望実施日の1か月前までに共済組合へ提出する。
- (2) 共済組合は希望する講座の関係団体と協議し、開催の可否を「健康メンタル出前講座決定通知書」(別紙様式2)により通知する。
- (3) 講師の派遣に要する経費は、共済組合が負担する。なお、会場借上料等の講師派遣以外の経費については、主催者の負担とする。
- (4) (2)により決定の通知を受けた申請者は、講師と事前連絡を行い、感染症対策の打合せや配布資料、プロジェクターの要否等について連絡のうえ、事業の円滑な実施に努めるものとする。
- (5) 申請者は、講座終了後「健康メンタル出前講座利用報告書」(別紙様式3)を15日以内に共済組合へ提出すること。
なお、提出の際には全体の講座風景が分かる写真を添付すること。
- (6) 共済組合の予算額に達した時点で受付を終了する。(最大で30か所程度を想定)
- (7) 講座は60分、90分、120分のいずれかとする。
- (8) 複数の所属所や各種部会等による合同実施も認める。